

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	社会福祉法人オールフェアリー
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市守山区竜泉寺2丁目301番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 熊田 光男
電話番号	052-797-8587

第2 ご利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	フェアリー保育園
施設の所在地	愛知県名古屋市守山区竜泉寺2丁目301番地
管理者氏名	高木 桜子
連絡先	電話 052-797-8587 FAX 052-797-8590

第3 施設の目的・運営方針

フェアリー保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（平成22年法律第164号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- (1) 当園は、全てを愛し、創造する力を蓄え、すこやかに生き、思いやりの心をもつよう、家庭や地域の宝物である子どもを大切に、大切に保育していきます。
- (2) 当園は、《Love》愛することができる人に、《Body》すこやかな体をもつ人に、《Mind》思いやりや感謝する心をもつ人に、《Create》自分で考え創造できる人に、《Eat》食を営む力の基礎が身につく人に、を大切に保育を実施してまいります。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	270.68㎡
	屋外遊戯場	64.29㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	270.68㎡

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	オレンジ組(0歳児クラス) イエロー組(1歳児クラス)
保育室	1室	ピンク組(2歳児クラス)
遊戯室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	

第5 利用定員

認定区分		利用定員
2号認定子ども		0人
3号認定子ども	満1歳以上	24人
	満1歳未満	6人

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	5	3	2	
保育補助	2		2	
医師（嘱託医）	2		2	
事務職員	1		1	
調理員	3	2	1	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	8:00-17:00	
主任保育士	8:30-17:30	
保育士	早番 7:15-16:15 日勤 8:30-17:30 遅番 10:00-19:00 *ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
事務職員	9:00-15:00	
調理員	8:30-17:30	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	2・3号	日・月・火・水・木・金・土	
開 所 時 間 (延長保育)	2・3号	平日	7:00 ~ 18:00 (~19:00)
		土曜日	7:00 ~ 18:00
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	8:30 ~ 16:30

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育理念 全てを愛し、創造する力を備え、すこやかに生き、思いやりの心をもつよう、家庭や地域の宝物である子どもを大切に、大切に教育並びに保育していきます。

1. (Love) 愛することができる人に
2. (Body) すこやかな体をもつ人に
3. (Mind) 思いやりや感謝する心をもつ人に
4. (Create) 自分で考え創造できる人に
5. (Eat) 食を営む力の基礎が身につく人に

(2) 当園の保育の目標

☆オールフェアリーは、こんな子どもたちに育ててほしいと考えます☆

- 人を愛し、自然を愛し、自分を愛する人になってください。
- 思いやりを大切にし、「ありがとう」と感謝できる人になってください。
- 自分の考えや気持ちをしっかり伝えられる、のびのびとした人になってください。
- 運動が大好きで、誰にも負けにくい「からだ」になってください。
- たくさんの知恵を学び、知識を組み立てて知恵を生み出す人になってください。

(3) 当園の保育の内容に関する全体計画

乳児は、園児一人一人の成長、発達に合わせた個別計画を作成する。

(4) その他

子どもたち一人一人がかげがえのない大切な命であるので、心から愛し守り保育します。
戸外遊びを充実させ、心身ともにたくましい子どもを育てます。

(5) デイリープログラム（一日の流れ）

時間	0歳児クラス	1～2歳児クラス
7:00	開園	開園
	順次登園	順次登園
9:15	おやつ	おやつ
10:00	お子様の発達状況に合わせて 生活時間が異なります。 (内容)検温・沐浴・食事・おやつ・睡眠・園 庭・散歩・自由あそび等	あそび(散歩・園庭)
11:00		昼食
12:00～		睡眠
14:35～	おやつ	おやつ
14:50	戸外あそび	
15:00	排泄・着替え・降園準備	
15:30	順次降園	順次降園
16:00～	合同保育開始 あそび	合同保育開始 あそび
17:40～	全園児合同保育	全園児合同保育
18:01	延長保育開始	延長保育開始
19:00	延長保育終了・閉園	延長保育終了・閉園

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

(6) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式 ・遠足
5月	・こどもの日を祝う会 ・保育参観 ・保護者説明会 ・個人懇談会
6月	・内科検診 ・歯科検診
7月	・七夕会 ・プール開き
8月	・プール納め
9月	・給食試食会
10月	・運動会 ・ハロウィンパーティー
11月	・遠足 ・保育参観 ・個人懇談会 ・内科検診 ・歯科検診
12月	・クリスマス会
1月	・おもちゃつき会
2月	・節分会 ・クラス写真撮影（2歳児クラスのみ）
3月	・生活発表会・お別れ会・進級を祝う会・お別れ遠足（2歳児クラスのみ）・健康診断（新入園児）

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します

(7) 給食の提供

給食は、名古屋市の献立に基づいて本園で手作りしています。

毎月、園だよりとともに献立表(昼食と間食)をお渡し致します。

アレルギーのあるお子さまに関しては、主治医の下に除去食または、代替食で対応していきます。

1歳児以上の児童におきましては、おやつと共に牛乳を飲んでいきます。

(※保育園では、満1歳のお誕生日翌月から、牛乳に切り替えていきます。園で飲み始める前に、ご家庭で牛乳を飲んで試して下さるようお願いいたします。)

(※粉ミルク・哺乳瓶は、園でご用意します。飲み口については、個人持ちを希望される方はご持参ください。アレルギーのある方も個別で相談させていただきますので、よろしくお願いします。)

園の粉ミルクのメーカーは、明治乳業のほほえみを使用しています。)

食事は、乳幼児の心身の発達や成長、健康の増進のみならず精神発達や情操教育にも大きく関与すると言われていきます。

同時に、偏食の矯正や衛生指導、生活習慣、食事のマナーの育成など重要な役割を担っています。

保育園では、安全面や衛生面に注意し栄養面を考慮しながら、味・彩り・形態・季節感などを工夫して楽しい給食になるように努力してまいります。

子どもたちが食に興味をもてるよう、各年齢に合わせたテーマを決めて、毎月「食育」も実践していきます。

■ 給食内容と栄養量

0歳児	4～12ヶ月 ミルク+離乳食 (月齢に応じておやつ2回 9:15と2:45)	一日の栄養量の60～50% (月齢によって変わります)
1～2歳児	昼食+おやつ2回(午前9:15と午後2:45)	一日の栄養量の50%

■ 給食の展示について

毎日の給食を玄関のケースにて展示いたします。内容や喫食状況を確認して夕食の参考になさってください。

※夕方5時以降と夏場は衛生上、毎日写真にて掲示いたします。

(8) その他の事業の実施状況

延長保育事業を行っています。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額 (利用料)

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する 費用	制服代入園時	1 2 0 0 0 円程度
	教材費（乳児クラス）入園時	2 0 0 0 円程度
	写真 CD 代	年額 1 4 0 0 0 円程度

※ その他、5月・12月に、箱ティッシュ、トイレットペーパー等のご協力を頂ける方には
お願いしております。

第 1 1 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 2 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への
連絡を行います。

医療機関の名称	ものえ内科
医 師 名	物江 孝司
所 在 地	名古屋市守山区向台1-303
電 話 番 号	052-760-2324

(2) 災害共済給付制度への加入

社会福祉法人 全国社会福祉協議会の保育所の損害補償に加入しております。

第13 非常災害対策

風水害・地震(東海地震注意情報発表時等)の対策について 平成30年7月改定

暴風警報について **※登園後に暴風警報が発令された時は、保育は中止しますので、すみやかに
お迎えに来てください。(お知らせメールをご覧ください)**

保育時間外に発令された場合	名古屋市全域において、暴風警報が午前6時現在発令されている場合は、登園を見合わせてくださいますようお願いいたします。
保育時間中に解除された場合	登園前に名古屋市全域に暴風警報が発令されていて、通常の保育時間に解除された場合は、施設の安全確認、職員体制が整い次第、2時間後ぐらいを目安に保育を開始するよういたします。給食・おやつ等については、提供できる状況であれば提供いたします。難しい場合は、ご家庭より持参していただくこともありますので、ご了承ください。

大雨・洪水警報について

保育時間中・保育時間外の発令を問わず、原則として保育します。
ただし、地域的に危険があると予測される場合は、暴風警報が発令時と同様の対応をとります。

避難情報について

<u>避難準備・高齢者等 避難開始、避難勧告、 避難指示(緊急)、 特別警報発令時</u>	<u>・適用地域内の保育園は、解除されるまで休園となります。</u> <u>・登園後に発令された場合は、避難場所まで避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。</u>
---	---

第14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、玄関の自動ドアはドアの近くに立っても開かないようになっています。園児の保護者様であることを確認し、安全確認、声出しをしてから扉を開けています。保護者の方より、送迎登録書をいただき、園児の関係者がわかるように顔写真もつけてもらっています。防犯訓練・緊急時訓練も、避難訓練同様に行っています。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 高木 桜子 苦情受付担当者 主任 添田 浩美
第三者委員	鹿倉 祐一・岡田 千絵 名古屋市中区丸の内3-14-33本町法務ビル5階 052-229-1377

第17 その他留意していただきたいこと

- (1) 決められた保育時間を守りましょう。
- (2) お子さまに規則正しい生活リズムをつけさせてあげてください。
- (3) 早寝・早起きに努め、朝食をしっかり摂ってから登園させてください。
- (4) 清潔に努めていただき、爪が伸びたままにならないように気をつけてください。
- (5) 登園する際に、迷うことがあれば遠慮なくお電話してご相談してください。

※この重要事項説明書の内容は、2019年10月現在の情報です。